

岩手県新型コロナウイルス等対策行動計画の概要

県行動計画に基づき、県、市町村、事業者等が連携・協力し、発生段階に応じた総合的な対策を推進

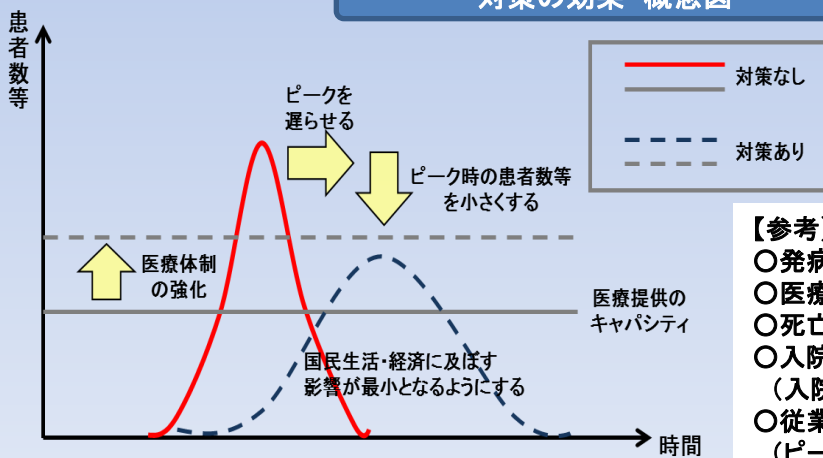
対策の目標及び基本的な戦略

- 感染拡大を可能な限り抑制し、県民の生命及び健康を保護する。
- 県民生活及び県民経済に及ぼす影響が最小となるようにする。
- ※社会状況に応じて臨機応変に対応する。
- ※医療機関等現場が動きやすくなるよう配慮。

対策実施上の留意点

- 基本的人権の尊重
- 危機管理としての特措法の性格
- 関係機関相互の連携協力の確保
- 記録の作成・保存

対策の効果 概念図



【参考】流行規模・被害想定(県内)

- 発病率 全人口の約25%
- 医療機関受診患者数 約25万人
- 死亡者数 1700～6500人
- 入院患者数 5400～20000人
(入院患者数/日 約1030～4060人)
- 従業員の欠勤 最大40%程度
(ピーク時の約2週間)

県行動計画のポイント

- 特措法に基づく初の行動計画
- 政府行動計画に基づく、県域に係る行動計画
- 特措法で新たに盛り込まれた各種の措置の運用等を記載

項目	特色
1 体制	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 知事を本部長とした対策本部の設置(法定) ◆ 指定地方公共機関の指定
2 まん延防止	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 新型コロナウイルス等緊急事態宣言の運用を新たに規定 ◆ 不要不急の外出の自粛の要請等について規定 ◆ 施設の使用制限の要請等について規定
3 予防接種	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 特定接種の対象者(登録事業者)を規定 ◆ 住民接種の接種順位の基本的な考えを規定
4 新感染症	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 行動計画の対象を新感染症に拡大
5 留意事項	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 基本的人権の尊重について記載を充実 ◆ 記録の保存について新たに規定

発生段階ごとの対策の概要



対策の目的	未発生期	海外発生期 県内未発生期	県内発生早期	県内感染期	小康期
実施体制	国、県、市町村、指定(地方)公共機関等を挙げて体制を強化 ・県行動計画等作成 ・体制の整備 ・市町村との連携、支援			・基本的対処方針変更に関して県対策本部で協議 (政府現地対策本部との連携) ★緊急事態宣言時:市町村対策本部の設置	・緊急事態宣言解除 ・対策評価見直し ・県対策本部、市町村対策本部の廃止
サーベイランス	発生段階に応じたサーベイランスの実施 ・情報収集 ・通常のサーベイランス ・体制整備 等			・学校等通常サーベイランスに戻す ・全数把握中止	・通常のサーベイランスを継続 ・学校等集団発生把握の強化
情報提供 ・共有	一元的な情報発信、県民へのわかりやすい情報提供 ・継続的な情報提供 ・体制整備 等			・コールセンター等の継続	・情報提供の在り方を評価見直し
まん延防止 ・予防	・個人対策の普及 ・地域対策・職場対策の周知 ・予防接種体制の構築 等	・県内でのまん延防止対策の準備 ・水際対策の強化 ・予防接種(特定接種)の実施	・県民、事業者、病院、高齢者施設等への感染症対策の徹底要請 ・予防接種(住民接種)の実施 ★不要不急の外出の自粛要請 ★学校等の施設の使用制限	・県民への感染症対策の徹底継続 ・住民接種の継続	・第二波に備え新臨時接種
医療	・地域医療体制の整備 ・研修・訓練 ・医療資器材の整備 等	・帰国者・接触者外来の整備を感染症指定医療機関等に要請 ・帰国者・接触者相談センターの設置	・帰国者・接触者外来の継続⇒一般医療機関体制移行 感染症指定医療機関等への移送・入院措置	・一般医療機関診療要請 ・入院治療は重症患者を対策 ・抗インフル薬の備蓄・使用 ★臨時医療施設の設置	・通常の医療体制 ・抗インフル薬の備蓄
県民生活及び の確保	・指定地方公共機関での業務計画等の策定 等	・職場における感染症対策の準備要請 ・指定地方公共機関等は事業継続の準備	・消費者としての適切な行動、事業者への買占め、売惜しみ禁止の要請 ★指定地方公共機関は必要な措置 ⇒ 継続 ★緊急物資の運送 ★要支援者への生活支援 ★生活関連物資等の価格の安定要請 等	・事業者、消費者への適正行動呼びかけ	・適正行動呼びかけ継続 ★業務の再開周知

(注) 段階はあくまで目安、必要な対策を柔軟に選択・実施。★新型インフルエンザ等緊急事態宣言時に実施する措置